

花巻あすかの杜
指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(目 的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人松園福祉会が設置運営する花巻あすかの杜指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 施設は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(利用定員)

第 3 条 利用定員は 10 名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

一 ユニット数 1 ユニット

二 ユニットごとの入居定員 10 名

3 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

4 特養の空床を利用して受け入れる場合は、特養の定員を超えて入所させない。

(施設の名称等)

第 4 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 花巻あすかの杜指定短期入所生活介護事業所

二 所在地 岩手県花巻市天下田 100 番地 1

(職員の区分、定数及び職務)

第 5 条 施設に次の職員を置き、指定介護老人福祉施設の職員と兼務するものとする。

一 管理者 1 名

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二 事務員 2 名以上

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員 1 名以上

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

四 介護職員 27 名以上

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

五 機能訓練指導員 1名

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

六 管理栄養士または栄養士 1名

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第6条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第7条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第8条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定を受けていない利用申込者に対しては要支援認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第10条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第11条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第12条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第13条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第2条に規定する運営の方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるものとする。

一 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

二 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を

行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

三 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

四 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

五 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

六 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(介護)

第 14 条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 一 1 週間に 2 回以上、適切な方法による入浴の機会の提供 (入浴がさせられないときは清拭)
- 二 排泄の自立についての必要な支援
- 三 おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 四 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第 15 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第 16 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 17 条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第 18 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第 19 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第 20 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 滞在に要する費用

三 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用

六 理美容代

七 その他指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3 前項第七号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第 2 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 21 条 前条第 2 項第五号に規定する通常の送迎の実施地域は、旧花巻市とする。

(非常災害対策)

第 22 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 23 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第 24 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第 25 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第 26 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持等)

第 27 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情等への対応)

第 28 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(地域等との連携)

第 29 条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 30 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第 31 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

一 介護予防短期入所生活介護計画

二 第 11 条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第 23 条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

五 第 30 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(虐待防止に関する事項)

第 32 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町

村に通報するものとする。

(改正)

第 33 条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附 則

この規定は、平成 20 年 4 月 20 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 16 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

第 20 条関係（別表）

1 食費・居住費の費用

（1）介護保険負担限度額認定者以外の者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用	1,445 円／日	
居住に要する費用	ユニット型個室 2,006 円／日	

（2）介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額	備考
食事の提供に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第 1 段階認定者 300 円／日	
	第 2 段階認定者 600 円／日	
	第 3 段階①認定者 1,000 円／日	
	第 3 段階②認定者 1,300 円／日	
居住に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第 1 段階認定者 820 円／日	
	第 2 段階認定者 820 円／日	
	第 3 段階①認定者 1,310 円／日	
	第 3 段階②認定者 1,310 円／日	

2 その他の費用

料金の種類	金額	備考
理美容代	実費	
家電使用電気料	50 円／1 点（1 日につき）	
特別な食事の費用	実費	
日常生活費	実費	利用者が負担することが適当とみとめられるもの